

令和6年度富山スマート農業高精度位置補正情報サービス事業運営要領

(趣旨)

第1条 富山県は農業生産現場におけるスマート農業を推進するため、富山スマート農業高精度位置補正情報サービス（以下、「本サービス」という。）を実施し、農業用ロボット、自動操縦システムやドローンなどの自動走行可能な環境を整備します。本サービスの実施については本要領に定めるところによるものとします。

(運営者について)

第2条 本サービスは富山県（以下、「県」という。）が公益社団法人富山県農林水産公社（以下、「公社」という。）に業務を委託し、株式会社 NTT e-Drone Technology（以下、「運営者」という。）が、本サービスの全業務を運営します。

(本サービスの内容等)

第3条 本サービスは、受信エリアや通信品質などを考慮して、サービス事業者を選定し、株式会社 NTT ドコモが提供する「docomo IoT 高精度 GNSS 位置情報サービス」（以下、「携帯キャリア」という。）を利用するものです。

- 2 本サービスの利用には、別途発行する ID 及びパスワードが必要になります。
- 3 本サービスの利用には、位置補正情報配信サーバに接続することができる農業機械が必要ですが、農業機械並びに位置補正情報配信サーバの接続に必要なインターネット通信に係る契約及び費用は、本サービスには含まれておりません。これらは全て、利用者自らの費用と責任で準備するものとします。
- 4 本サービスの利用可能地域は、富山県内の農地とします。
- 5 本サービスの内容は、サービスの維持及び改善のため、予告なく変更されることがあります。ただし、利用料の変更がある場合には、速やかに予告します。
- 6 本サービスの利用にかかる通信は、農業機械と位置補正情報配信サーバ間の通信品質により、中断されることがあります。
- 7 農業機械と位置補正情報配信サーバの接続状況が、運営者が想定していない場合、本サービスの利用に違反すると運営者が合理的に判断した場合、又は運営者の他の電気通信サービスに影響を及ぼす場合には、運営者は利用者の農業機械から位置補正情報配信サーバへの通信回数制限やその他の制限等を行います。

(運用時間)

第4条 携帯キャリアの運用時間は、原則として24時間稼働を基本とします。ただし、メンテナンス等のため、配信を中断することがあります。

(利用者)

第5条 本サービスの利用者は、運営者に利用申込をする富山県内の個人、法人、農業関係団体等とします。

(利用申込)

第6条 本サービスの利用を希望する方は、本要領を承諾の上、運営者へ「富山スマート農業高精度位置補正情報サービス利用申込書」(様式1)を提出します。

2 運営者は、利用申込に基づきID及びパスワードを発行し、利用申込者へ通知します。

(1) 利用申込者は、ID及びパスワード発行から1か月を試用期間とし、期間内に所有する受信用携帯端末機器と本サービスとの接続等を確認します。

(2) 利用申込者は、利用申込を取り消す場合、試用期間中に運営者に連絡します。

(3) 試用期間経過後、運営者は、利用申込者に利用開始通知書を送付し、第8条の2に規定する利用料を請求します。

(4) ID及びパスワードの管理は、利用者の責任とします。

(変更、解除)

第7条 利用者は、利用申込の変更を希望する場合、運営者に対し次項以下の手続きを行います。

2 利用者は、全てのIDの取消を希望する場合、「富山スマート農業高精度位置補正情報サービス利用取消書」(様式2)を提出し、運営者が受理したことで、利用申込を解除したものとします。

3 利用者は、IDの追加を希望する場合、「富山スマート農業高精度位置補正情報サービス利用申込書」(様式1)を提出し、また、IDの一部取消を希望する場合は、「富山スマート農業高精度位置補正情報サービス利用取消書」(様式2)を提出し、運営者が受理したことで、利用申込が変更されたものとします。

4 利用者が、メールアドレス等の登録内容を変更する場合は、速やかに「富山スマート農業高精度位置補正情報サービス利用申込書」(様式1)により、変更する内容を報告します。

(年間利用料等)

第8条 本サービスの利用は令和11年3月31日までを基本とし、利用者は指定された期日までに本サービスの利用料を利用期間ごとに支払うものとします。ただし、利用期間中の利用の解除は妨げないものとし当該利用期間をもってIDの利用が終了します。なお、当該利用期間をもって、利用解除及びIDの一部取り消しをする場合は、自動継続される3月31日までに前条の手続きを行うものとします。

2 本サービスの利用に係る年間利用料は、以下のとおりとします。

26,400円(税込)/ID

3 利用料は、原則として払戻及び日割・月割を行いません。

4 利用期間は、各年4月1日から翌年3月31日までを1年間の区切りとします。

(留意事項)

第9条 利用者は、ID・パスワードを第三者に開示したり、使用許諾や譲渡をしてはなりません。

(利用資格の停止)

第10条 運営者は利用者が次のいずれかに該当する場合は利用資格を停止する場合があります。

- (1) 利用料を納入しない場合
- (2) 申込内容に虚偽があった場合
- (3) 携帯キャリアのシステムの管理・運営を妨害した場合
- (4) 前条に違反した場合
- (5) その他、利用者として不相当と判断した場合

(補正情報の配信停止)

第11条 次の場合に補正情報の配信を中止することがあります。

- (1) 携帯キャリアに障害が発生した場合
- (2) 携帯キャリアが保守を行う場合

(保守)

第12条 障害が発生した場合、携帯キャリア並びに運営者は速やかに復旧に努めます。

(責任の制限)

第13条 県、公社及び運営者は、サービス提供によって生じるあらゆる直接的・間接的損害に関して、一切の責任を負わないものとします。ただし、運営者が、本サービスを提供すべき場合において、運営者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態にあることを運営者が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その利用者の損害を本項及び次項に定める範囲内で賠償します。

2 運営者は、前項の場合において、本サービスが全く利用できない状態にあることを運営者が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスにかかる利用料を上限として、利用者に損害賠償責任を負うものとします。また、以下の各号に該当する損害については、運営者は責任を負わないものとします。

- (1) 運営者の責めに帰することのできない事由から生じた損害
- (2) 運営者の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害

(3) 逸失利益及び第三者からの損害賠償請求に基づいて発生した利用者の損害

(免責事項)

第14条 運営者は、本サービスの内容及び本サービスを構成するものについて、その正確性、合目的性、第三者の権利の非侵害等を含め、明示又は黙示を問わず保証をするものではありません。

- 2 運営者は、本サービスの提供をもって、利用者の問題・課題等の特定、解決方法の策定、又は解決を保証するものではありません。
- 3 運営者は、利用者からの問合せを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。また、問合せの内容によっては、問合せの対象となる農業機械、ソフトウェア（OS）等をそれぞれ提供するメーカー又はソフトウェアハウス等のウェブサイトを紹介することや、当該メーカー又はソフトウェアハウス等に対して利用者自身で直接問合せすることを依頼するに留まる場合があります。
- 4 利用者が本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、利用者は、自己の責任でこれを解決し、運営者にいかなる責任も負担させないものとします。
- 5 運営者は、本サービスの内容の変更により利用者又は第三者に損害が生じたとしても、責任を負わないものとします。
- 6 運営者は、本サービスの通信品質不良や低下を原因とする通信の遮断、利用者による解約及びそれに伴う利用者又は第三者に生じる損害について、責任を負わないものとします。
- 7 運営者は、前条に記載している内容を除き、本サービスの提供中断、提供停止、本サービスの終了により利用者又は第三者に生じる損害について、責任を負わないものとします。
- 8 サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した被害については、本要領の規定外の事故であることから、本サービスの提供が困難な不可抗力とみなし、運営者は責任を負わないものとします。（サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で国家又は社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。）
- 9 運営者は、ID及びパスワードの第三者による不正使用について、責任を負わないものとします。
- 10 運営者は、GNSS衛星、電離層と大気状態、携帯キャリアの配信システム、その他の理由による位置補正情報の欠損、誤びゅう、遅延について、責任を負わないものとします。
- 11 運営者は、位置補正情報の恒久的なアップデート及び不具合の修正に関する義務を負わないものとします。

(反社会的勢力の排除)

第15条 運営者及び利用者は、次の各号のいずれか一にも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証します。

- (1) 自ら又は自らの役員が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下、総称して「暴力団員等」といいます。）であること
 - (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められること
 - (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 運営者及び利用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証します。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 運営者及び利用者は、相手方が前二項に違反した場合、通知又は催告等何らの手続きを要しないで直ちに本利用申込を解除できるものとします。
- 4 運営者及び利用者は、前項の規定により本利用申込を解除した場合、相手方に損害が生じて、その賠償責任を負わないものとします。

（個人情報等）

第16条 利用申込による個人情報はシステム登録及び利用者管理のほか、スマート農業等の推進に係る関連情報の提供等を行う場合に利用し、個人情報の保護に関する法律及び関連法令に基づき適正に取扱います。

2 位置情報や稼働データは本サービスの運用やスマート農業等の普及拡大を目的に使用場合があります。

（運営要領の変更）

第17条 県は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者へ県が適切と判断した方法にて公表又は通知することにより、本要領を変更することがあります。この場合、本サービスに係る利用条件は、変更後の本要領によります。

- (1) 本要領の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき

- (2) 本要領の変更が、本サービスの目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

附 則

- 1 この要領は、令和6年6月1日から施行する。

様式 1

年 月 日

富山スマート農業高精度位置補正情報サービス利用申込書

令和 6 年度富山スマート農業高精度位置補正情報サービス事業運営要領の内容を理解・同意し、下記のとおりサービスの利用を申請します。

1 申込内容	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 追加 (台目) <input type="checkbox"/> 情報変更 <input type="checkbox"/> ID 再発行		
2 申込者 (契約者名) (法人企業・団体は、代表者名まで記載してください)	(担当者 :)		
3 住所 〒 - 富山県			
4 メールアドレス (周知事項連絡、緊急時等の連絡に利用いたします) @	5 電話番号		
6 受信用端末 (<input type="checkbox"/> スマートフォン等で受信、 <input type="checkbox"/> スマートフォン等不要)			
メーカー	型式		
7 RTK を利用予定の農機具 : <input type="checkbox"/> トラクター・コンバイン <input type="checkbox"/> 田植機 <input type="checkbox"/> 後付け自動操舵システム、 <input type="checkbox"/> ドローン、 <input type="checkbox"/> その他 ()			
メーカー	型式		
8 ID 及びパスワードの連絡方法の希望	<input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> メール		

【申込留意事項】

- ① 利用申込書は**利用 1 台 (ID 及びパスワード 1 つ) につき 1 枚ご記入ください。**
- ② 利用する**主な ほ場の位置図を添付**してください。
- ③ 申込内容の記載方法
 - ・ 1 台目の申込 「新規」にチェックしてください。
 - ・ 2 台目以降の申込 「追加」にチェックし何台目かを記入してください。
 - ・ 連絡先(電話番号、メールアドレス)住所、利用の機械等を変更した場合は「変更」にチェックし、変更後の情報を記載して本紙を提出してください。

様式 2

年 月 日

富山スマート農業高精度位置補正情報サービス利用取消書

令和 6 年度富山スマート農業高精度位置補正情報サービス事業運営要領の内容を理解・同意し、下記のとおりサービスの利用を取消します。

1 取消 ID	
2 申込者（契約者名）（法人企業・団体は、代表者名まで記載してください） (担当者 :)	
3 住所 〒 - 富山県	
4 メールアドレス（周知事項連絡、緊急時等の連絡に利用いたします） @	5 電話番号
6 取消理由	

【取消留意事項】

- ・取消書は **1 台 (ID 及びパスワード 1 つ) につき 1 枚ご記入ください。**
- ・利用期間は各年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までを 1 年間の区切りとなります。
- ・利用料は、原則として払戻及び日割・月割を行いません。
- ・4 月 1 日以降に解約された場合は、利用料が発生するので、3 月 31 日までに取消手続きを行ってください。
- ・取消書受領後も利用期間内であれば引き続きサービスの利用が可能です。